

別紙 1

一般社団法人 全国家庭常備薬特品連合会

濫用等のおそれのある医薬品販売における確認事項について

■今後の販売ルールについて

当連合会が考える今後の販売方法の具体案を次の通り提示させていただきます。

※以下の項目にご回答ください。ご回答がない場合は対象商品のご注文を受承することができません。予めご了承ください。

① 購入者の状況確認（問診票）

（１）年齢の確認

・購入する方の年齢

☐ 18歳以上

☐ 18歳未満

（２）他店での購入状況

・同時期に同等薬を他店で購入していませんか

☐ はい ☐ いいえ

（３）多量・頻回購入の確認

・同時期に同等薬を多量・頻回購入していませんか

☐ はい ☐ いいえ

（４）適正使用の確認

・定められた適切な効能効果・用法用量を守って使用しますか

☐ はい ☐ いいえ

② 常備薬の管理

定期的（３カ月に１回程度）に使用状況、残りの薬を確認していただけますか

☐ はい ☐ いいえ

③ 複数購入理由の確認

（１）複数購入理由の確認

下記内容のチェックボックスを設ける。

☐ 次の斡旋販売までの常備薬とする

☐ 家族（ 名）で使用する

☐ その他（ ）

（２）販売個数について

薬効分類ごとに複数種類あるいは複数個注文があった場合、専門家により濫用のおそれがありそうであると判断があった場合、販売可否をする

別紙 2

一般社団法人 全国家庭常備薬特品連合会

濫用等のおそれのある医薬品の職域販売による情報提供について

■今後の濫用等に関する情報提供について

濫用等に関する情報提供を次の通り提示させていただきます。

① 濫用等に関する情報提供

・OTC 医薬品の適正使用のお願い

医薬品には、健康被害を避けて有効に使用していただくために用法・用量などの使用方法が定められています。用法・用量を超えて服用すると、重大な健康被害につながるおそれがあります。

適正な使用方法で OTC 医薬品を有効に活用し、ご家族皆様のセルフメディケーションにお役立てください。

参考：日本 OTC 医薬品協会「OTC 医薬品の適正販売及び適正使用のお願い」より

② 濫用等に関する相談窓口

・濫用等のおそれのある医薬品に関する相談窓口

当社薬剤師又は登録販売者への相談窓口は「医薬品販売業者」又は「薬機法に関する表記」にある店舗連絡先までご相談ください。